

『令和7年分 賃金台帳 兼 源泉徴収簿』追録 令和7年度税制改正に伴う留意事項について

(詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。)

令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定親族特別控除の創設などが行われました。これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税から適用されますので、令和7年12月以後に行われる年末調整などからその適用が始まります。

そこで、年末調整にあたっては次のようなことに留意して事務を進めてください。

- ・ 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。年末調整の計算に際して、給与所得控除後の給与等の金額を求めるときには、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。
- ・ 所得税の基礎控除額が改正されています。従業員等から提出を受けた「給与所得者の基礎控除申告書」を基に、基礎控除額を控除してください。
- ・ 基礎控除額の改正に伴い扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（たとえば扶養親族や同一生計配偶者の所得要件48万円以下が58万円以下に改正など）が改正されています。従業員等から提出を受けている「給与所得者の扶養控除等申告書」を基に、その確認が必要です。
- ・ 特定親族特別控除という所得控除項目が創設されました。従業員等から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

なお、『令和7年分 賃金台帳 兼 源泉徴収簿』に掲載している源泉徴収簿の年末調整欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応できていません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合は、裏面の【記入例】にあるように、余白部分を用いるなどして、年末調整の計算を行ってください。また、㊟欄「所得控除額の合計額」にはその控除額を加算してください。

【記入例】

調	配偶者（特別）控除額		⑰	⑬のうち国民年金保険料等の金額 (円)	十五万円）の二円未満の端数は切り上げます。 未滿及び㉔欄の金額の百円未満の端数は切り捨てます。 (納税協会)	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑱			
	基礎控除額		⑲			
	所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		⑳			
	差引課税給与所得金額(⑪-⑳) 及び算出所得税額		㉑	㉒		
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓	㉔		
	年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)		㉔			
	年調年税額(㉔×102.1%)		㉕			
	差引超過額又は不足額(㉕-⑧)		㉖			
	超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗			㉘
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉙				
差引還付する金額(㉖-㉗-㉙)		㉚				
同上の		本年中に還付する金額	㉛			
うち		翌年において還付する金額	㉜	㉝		
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉞	㉟			
	翌年に繰り越して徴収する金額	㊱				

特定親族特別控除の適用がある場合は、⑳欄にその控除額を加算